

2021年2月25日

各位

日本学生自転車競技連盟
会長 村岡功
(公印省略)

2021年度「賛助会員」募集のお知らせ

拝啓 平素は本連盟の事業遂行に多大なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度は新型コロナウイルスの影響で 事業計画延期などスケジュール調整を余儀なくされ、学生・大学指導者の皆様におかれましても辛いシーズンを過ごす形となりました。次年度も未だ影響の残るシーズンの訪れとなりますが、随時、学連ホームページに大会スケジュール変更等を掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

さて、2021年度も「賛助会員」のご協力を賜りたく、下記にて募集いたします。

この「賛助会員」制度は、加盟選手の強化、育成を目的に創設されました。皆様方のご理解とご協力をおもちまして、一定数の会員を獲得することができましたが、ここ数年、会員数は横ばい傾向にあります。頂戴いたしました賛助会費を本連盟所属選手の海外派遣等有効に活用させていただいていることに鑑み、引き続き皆様のご協力をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

最後に皆様におかれましても感染に十分ご注意ください。

敬具

記

1. 入会資格

賛助会員規約に同意できる方。※ページ下部「賛助会規約」参照

2. 賛助会費額

年額1口5,000円。

個人会員は1口以上、法人会員は10口以上の納入をお願いいたします。

3. 入会方法

- (1) 申込フォームに必要事項をご入力の上、
賛助会費を次の銀行口座にお振込ください。

<口座番号>みずほ銀行渋谷支店(普通)2093085

<口座名義人>日本学生自転車競技連盟学生事務局

- (2) 入会申込フォーム <https://forms.gle/pUTxoPsJM14KwUGq8>

※銀行の通帳にはお名前しか記帳されないため、申込フォームの記載内容に誤りが無いようご注意ください。

4. 個人情報の取扱い

財団法人日本体育協会個人情報保護方針および同個人情報保護規定(平成17年3月22日制定)に基づき取り扱います。

5. その他

賛助会員募集の詳細については、各校のOB・OG会合等の機会に広報いただけると幸甚です。

以上

【お問合せ・ご連絡先】

日本学生自転車競技連盟〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
ジャパンスポーツオリムピックスクエア408 担当理事・西沢
TEL&FAX 03-6804-2329 Mail: jicf@remus.dti.ne.jp

日本学生自転車競技連盟 賛助会員規程 (20210221改訂)

(目 的)

第1条 この規約は、日本学生自転車競技連盟（以下、本連盟と称す）憲章第26条に定める賛助会員について必要な事項を定め、本連盟の事業に関する理解者・協力者・財源を幅広く確保することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本連盟の目的・事業主旨に賛同し、会費を納入した個人・法人であって、本連盟理事会の承認を得た者とする。

(申 込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込フォームにより申し込むものとする。

第4条 入会申込者は反社会的勢力に属さず、関与が無いことを条件とする。

(会 費)

第5条 賛助会員は、会費を納入するものとする。会費は、年額5,000円を1口とし、個人会員にあっては1口以上、法人会員にあっては10口以上とする。

第6条 会費は原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本連盟が解散したとき

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって本連盟に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、本連盟の名誉を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき
- (2) 本連盟憲章・副則・規約又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 本連盟の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (4) 反社会的勢力に該当する団体または組合に加入・関与していることが発覚した時
- (5) 会費の納付を怠ったとき
- (6) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特 典)

第10条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 本連盟主催大会会場における大会プログラムの受領
- (2) 本連盟主催大会プログラムへの会員名称の記載
- (3) 本連盟が主催する講習会・シンポジウム・セミナー等への優先参加
- (4) その他諸種の情報サービスの提供

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本連盟の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年2月21日から適用する。
- 2 本規程の改定は本連盟理事会の決議による